

神奈川県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材 廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針

(神奈川県建設リサイクル法実施指針)

平成 14 年 5 月 28 日
神奈川県告示第 366 号

首都圏に位置する本県は、人口・産業の集中により、都市化が進展し、住宅・社会資本の整備及び更新等に伴って、建設資材廃棄物の排出量は高い水準で推移しており、産業廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 2 条第 4 項に規定する産業廃棄物をいう。以下同じ。）の排出量及びその最終処分量に占める割合は高いものとなっている。

一方で、高度に土地利用が行われている本県では、廃棄物処理施設の確保はこれまでも増して困難なものとなっており、この結果、最終処分場の残余容量のひっ迫、建設資材廃棄物の不法投棄など、建設資材廃棄物の処理をめぐる問題が深刻となっている。

このような状況の中で、県民の生活環境の保全と健全で持続的な経済発展を確保するためには、関係者が、建設資材廃棄物をめぐる課題について共通の認識を持ち、適切な役割分担のもとで、建設資材廃棄物の排出抑制、再資源化等による減量化及び適正処理を行っていくことが求められている。

本指針は、このような認識に立ち、特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針（平成 13 年農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第 1 号）に即して、本県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関して必要な事項を定めるものである。

1 特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の基本的方向

(1) 基本理念

ア 特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の基本的な理念

資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図るためには、建設資材の開発、製造から建築物等の設計、建設資材の選択、分別解体等を含む建設工事の施工、建設資材廃棄物の廃棄等に至る各段階において、廃棄物の排出の抑制、建設工事に使用された建設資材の再使用及び建設資材廃棄物の再資源化等の促進という観点を持った、環境への負荷の少ない循環型社会経済システムを構築することが必要である。このため、建設資材廃棄物について、その再資源化等を促進するために、建設工事や廃棄物処理の実態及び建設業や廃棄物処理業の産業特性を踏まえつつ、適切な措置を一体的に講ずる必要がある。

イ 建設資材に係る廃棄物・リサイクル対策の考え方

建設資材に係る廃棄物・リサイクル対策の考え方としては、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）における基本的な考え方を原則とし、まず、建築物等の長期的使用など建設資材廃棄物の発生抑制、次に、建設工事に使用された建設資材の再使用を行う。これらの措置を行った後の建設資材廃棄物については、再生利用（マテリアル・リサイクル）を行い、それが技術的な困難性、環境への負荷の程度等の観点から適切でない場合には、燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものについて、熱回収（サーマル・リサイクル）を行う。最後に、これらの措置が行われないものについては、最終処分するものとする。

なお、発生した建設資材廃棄物については、廃棄物処理法に基づいた適正な処理を行わなければならない。

（２）関係者の役割

特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進に当たって、関係者は、（１）の基本理念にのっとり、適切な役割分担の下でそれぞれが連携しつつ積極的な取組を進めていくことが必要である。

ア 建設資材の製造に携わる者

建設資材の製造に携わる者は、端材の発生が抑制される建設資材の開発及び製造、建設資材として使用される際の材質、品質等の表示、有害物質等を含む素材等分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等が困難となる素材の非使用等により、建設資材廃棄物の排出の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の実施が容易となるよう努める必要がある。

イ 建築物等の設計に携わる者

建築物等の設計に携わる者は、端材の発生が抑制され、また、分別解体等の実施が容易となる設計、建設資材廃棄物の再資源化等の実施が容易となる建設資材の選択など設計時における工夫により、建設資材廃棄物の排出の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の実施が効果的に行われるようにするほか、これらに要する費用の低減に努める必要がある。なお、建設資材の選択に当たっては、有害物質等を含む建設資材等再資源化を困難とする建設資材を選択しないよう努める必要がある。

ウ 発注者

発注者は、元請業者に対して、建設資材廃棄物の排出の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の実施について明確な指示を行うよう努める必要がある。また、分別解体等並びに建設資材廃棄物の再資源化等及び適正処理に要する費用を適正に負担しなければならない。

エ 元請業者

元請業者は、建設資材廃棄物の発生の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の促進に関し、中心的な役割を担っていることを認識し、その下請負人に対して、建設資材廃棄物の発生の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の実施について明確な指示を行うとともに、下請負人が法に定める義務を適切に果たすことができるよう配慮する必要がある。

オ 建設工事を施工する者

建設工事を施工する者は、建設資材廃棄物の発生の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等を適正に実施するほか、施工方法の工夫、適切な建設資材の選択、施工技術の開発等により建設資材廃棄物の発生の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の実施が容易となるよう努める必要がある。

カ 建設資材廃棄物の処理を行う者

排出した建設資材廃棄物について自らその処理を行う事業者及び建設資材廃棄物を排出する事業者から委託を受けてその処理を行う者（以下「建設資材廃棄物の処理を行う者」という。）は、建設資材廃棄物の再資源化等を適正に実施しなければならない。

キ 県

県は、県内における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等に関して、関係者が取り組むべき事項の基本的な方向を示すとともに、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令（平成14年政令第7号）第8条の規定により法の事務を行う市町村（以下「政令で定める市町村」という。）と連携を図り、法の適正な執行に努めるものとする。

併せて、建設資材廃棄物の不法投棄など不適正処理の未然防止を図るとともに、発生後においては、その原状回復に努めるものとする。

ク 市町村

市町村は、国及び県の施策と相まって、必要な措置を講ずるよう努める必要がある。

また、政令で定める市町村は、その円滑な実施のために必要な措置を講じるものとする。

（3）特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進に関する基本的方向

ア 特定建設資材に係る分別解体等の促進についての基本的方向

特定建設資材に係る分別解体等の実施により特定建設資材廃棄物をその種類ごとに分別することを確保し、特定建設資材廃棄物の再資源化等を促進するためには、環境汚染の防止や労働安全に十分に配慮し、特定建設資材に係る分別解体等が一定の技術基準に従って実施される必要がある。この技術は、特定建設資材に係る分別解体等の実施の対象となる建築物等により異なる場合があり、建設工事に従事する者の技能、施工技術、建設機械等の現状を踏まえ、建築物等に応じ、適切な施工方法により分別解体等が実施される必要がある。

また、特に施工に当たって大量の建設資材廃棄物を排出することとなる解体工事については、最新の知識及び技術を有する者による施工が必要であるため、解体工事を施工する者の知識及び技術力の向上を図る必要がある。

イ 特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進についての基本的方向

建設資材廃棄物に係る現状及び課題を踏まえると、その再資源化等の促進を図ることが重要であることから、対象建設工事のみならず対象建設工事以外の建設工事に伴って生じた特定建設資材廃棄物についても、再生資源として利用すること等を促進する必要があり、工事現場の状況等を勘案して、できる限り工事現場において

特定建設資材に係る分別解体等を実施し、これに伴って排出された特定建設資材廃棄物について再資源化等を実施することが望ましい。また、分別解体等が困難であるため混合された状態で排出された建設資材廃棄物についても、できる限り特定建設資材廃棄物を選別できる処理施設に搬出するなど、再資源化等を促進することが望ましい。

なお、これらの措置が円滑に行われるようにするためには、技術開発、関係者間の連携、必要な施設の整備等を推進することにより、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用を低減することが重要である。

ウ 本県における建設工事の状況

平成12年度の本県における建設資材廃棄物の排出量は428万トンで、平成7年度と比較すると30パーセントの減少となっている。このうち特定建設資材廃棄物であるコンクリート塊の排出量は145万トン、アスファルト・コンクリート塊は140万トン、建設発生木材は21万トンとなっており、いずれも平成7年度から大きく減少している。

また、平成12年度における特定建設資材廃棄物の再資源化率は、コンクリート塊が95パーセント、アスファルト・コンクリート塊が98パーセント、建設発生木材が42パーセントとなっており、コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊の再資源化率が増加している一方で、建設発生木材の再資源化率は減少している。

近年は建築物の着工件数や除却件数が若干減少しているものの、今後は、高度成長期に建てられた建築物が建替時期を迎えることから、中長期的には建設工事に伴い排出される廃棄物が大幅に増加することが見込まれる。中でも建築物ストックの多くを木造住宅が占めており、多くの廃木材が発生するものと予想される。

(ア) 建築物の状況

本県では、人口の流入が顕著だった昭和40年から建築物の着工件数が増加し、昭和45年には10万件に達したが、その後はオイルショック等を経て件数は減少傾向にあり、ここ数年は5万件前後で推移している。

建築物の除却の状況をみると、ここ数年は4万件を下回る水準で推移しているものの、建築物ストックをみると、住宅に関しては昭和55年以前に建築された住宅が全住宅数の4割を超える約122万戸に達しており、今後、建替時期を迎えることから、除却件数が増加するものと考えられる。

(イ) 建築物以外の建設工事の状況

土木工事については、平成12年度の着工件数は公共土木・民間土木工事合わせて約1万4,000件で、平成10年度に比べそれぞれ増加しているが、比較データのある公共土木工事をみると、着工件数及び請負契約額ともに、低位で推移している。

2 建設資材廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

(1) 建設資材廃棄物の排出の抑制の必要性

建設資材廃棄物は、産業廃棄物に占める割合が高い一方で、減量することが困難な

ものが多い。このため、限られた資源を有効に活用する観点から、最終処分量を減らすとともに、排出を抑制することが特に重要である。

(2) 関係者の役割

建設資材廃棄物の排出の抑制に当たっては、建築物等に係る建設工事の計画・設計段階からの取組を行うとともに、関係者は、適切な役割分担の下でそれぞれが連携しつつ積極的に取り組むことが必要である。

ア 建築物等の所有者

建築物等の所有者は、自ら所有する建築物等について適切な維持管理及び修繕を行い、建築物等の長期的使用に努める必要がある。

イ 建設資材の製造に携わる者

建設資材の製造に携わる者は、工場等における建設資材のプレカット等の実施、その耐久性の向上並びに修繕が可能なものについてはその修繕の実施及びそのための体制の整備に努める必要がある。

ウ 建築物等の設計に携わる者

建築物等の設計に携わる者は、当該建築物等に係る建設工事を発注しようとする者の建築物等の用途、構造等に関する要求に対応しつつ、構造躯体等の耐久性の向上を図るとともに、維持管理及び修繕を容易にするなど、その長期的使用に資する設計に努めるとともに、端材の発生が抑制される施工方法の採用及び建設資材の選択に努める必要がある。

エ 発注者

発注者は、建築物等の用途、構造その他の建築物等に要求される性能に応じ、技術的及び経済的に可能な範囲で、建築物等の長期的使用に配慮した発注に努めるほか、建設工事に使用された建設資材の再使用に配慮するよう努める必要がある。

オ 建設工事を施工する者

建設工事を施工する者は、端材の発生が抑制される施工方法の採用及び建設資材の選択に努めるほか、再使用できる物を再使用できる状態にする施工方法の採用及び耐久性の高い建築物等の建築等に努める必要がある。特に、使用済コンクリート型枠の再使用に努めるほか、建築物等の長期的使用に資する施工技術の開発及び維持修繕体制の整備に努める必要がある。

カ 県

県は、自ら建設工事の発注者となる場合においては、建設資材廃棄物の排出の抑制に率先して取り組むこととする。

さらに、県が管理する施設の長期的使用に取り組むこととする。

キ 市町村

市町村は、自ら建設工事の発注者となる場合においては、建設資材廃棄物の排出の抑制に率先して取り組むとともに、国及び県の施策と相まって、必要な措置を講ずるよう努める必要がある。

3 特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する目標の設定その他特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進のための方策に関する事項

(1) 特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する目標の設定に関する事項

すべての関係者が再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量をできるだけ速やかに、かつ、着実に実施することが重要であることから、今後、特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進に重点的に取り組むこととし、平成22年度における再資源化等率（工事現場から排出された特定建設資材廃棄物の重量に対する再資源化等されたものの重量の百分率をいう。）の目標は、次表のとおりとする。

特に、県の事業においては、再資源化等を先導する観点から、平成17年度までにこの目標を達成することを目指すこととする。

特定建設資材廃棄物	平成22年度における再資源化等率（目標）
コンクリート塊（コンクリートが廃棄物となったもの並びにコンクリート及び鉄から成る建設資材に含まれるコンクリートが廃棄物となったものをいう。以下同じ。）	100パーセント
建設発生木材（木材が廃棄物となったものをいう。以下同じ。）	95パーセント
アスファルト・コンクリート塊（アスファルト・コンクリートが廃棄物となったものをいう。以下同じ。）	100パーセント

備考 この再資源化等に関する目標の達成状況は、国が実施する建設副産物実態調査により把握するものとする。

(2) 特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進のための方策に関する事項

ア 特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進のための方策に関する基本的事項

特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する目標を達成するためには、必要な再資源化施設の確保、再資源化を促進するために必要となるコスト削減等に資する技術開発及び再資源化により得られた物の利用の促進が必要となる。

県は、税制上の優遇措置、政府系金融機関の融資、本県の制度融資、産業廃棄物処理施設整備資金利子補給等が積極的に活用されるよう制度の普及に努め、再資源化施設の整備を促進するとともに、民間事業者と連携して必要な再資源化技術の開発に努める。また、再資源化物を率先利用しながら、その成果を市町村及び民間に普及することに努めるものとする。

なお、特定建設資材廃棄物の再資源化施設の実態等を定期的に把握し、その結果に基づき、再資源化等を促進するために必要な措置を講じるものとする。

イ 特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進のための具体的方策等

(ア) コンクリート塊

コンクリート塊については、破碎、選別、混合物除去、粒度調整等を行うことにより、再生クラッシャーラン、再生コンクリート砂、再生粒度調整碎石等（以下「再生骨材等」という。）として、道路、港湾、駐車場及び建築物等の敷地内の舗装（以下「道路等の舗装」という。）の路盤材、建築物等の埋め戻し材又は基礎材、コンクリート用骨材等に利用することを促進する。

また、コンクリート塊の再資源化施設については、早急に現状を把握し、必要な施設を確保する措置を講ずるよう努めるものとする。

（イ）建設発生木材

建設発生木材については、チップ化し、木質ボード、堆肥等の原材料として利用するほか、燃料として使用することを促進する。

また、新たな利用を促進するための技術開発等を行うとともに、早急に現状を把握し、必要な再資源化施設の確保に向けた措置を講ずるよう努めるものとする。

（ウ）アスファルト・コンクリート塊

アスファルト・コンクリート塊については、破碎、選別、混合物除去、粒度調整等を行うことにより、再生加熱アスファルト安定処理混合物及び表層基層用再生加熱アスファルト混合物（以下「再生加熱アスファルト混合物」という。）として、道路等の舗装の上層路盤材、基層用材料又は表層用材料等に利用することを促進する。また、再生骨材等として、道路等の舗装の路盤材、建築物等の埋め戻し材又は基礎材等に利用することを促進する。

加えて、アスファルト・コンクリート塊に係る再資源化施設については、早急に現状を把握し、必要な施設を確保する措置を講ずるよう努めるものとする。

（エ）その他

プラスチック類、石膏ボード、金属など特定建設資材以外の建設資材についても、それが廃棄物となった場合に再資源化等が可能なものについてはできる限り分別解体等を実施し、その再資源化等を実施することが望ましい。また、その再資源化等についての経済性の面における制約が小さくなるよう、分別解体等の実施、技術開発の推進、収集運搬方法の検討、効率的な収集運搬の実施、必要な施設の整備等について関係者による積極的な取組が行われることが必要である。

加えて、再資源化等が困難な建設資材廃棄物を最終処分する場合は、安定型処分品目（環境に影響を及ぼすおそれの少ない産業廃棄物をいう。以下同じ。）については管理型処分品目が混入しないように分別した上で安定型最終処分場（安定型処分品目の最終処分場をいう。）で処分し、管理型最終処分場で処分する量を減らすよう努める必要がある。

4 特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の促進のための方策に関する事項

（１）特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用についての考え方

特定建設資材廃棄物の再資源化を促進するためには、その再資源化により得られた物を積極的に利用していくことが不可欠であることから、関係者の連携の下で、特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物に係る需要の創出及び拡大に積極的に取

り組む必要がある。また、特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用に当たっては、必要な品質が確保されていること並びに環境に対する安全性及び自然環境の保全に配慮することが重要である。

(2) 関係者の役割

ア 建設資材の製造に携わる者

建設資材の製造に携わる者は、建設資材廃棄物の再資源化により得られた物をできる限り多く含む建設資材の開発及び製造に努める必要がある。

イ 建築物等の設計に携わる者

建築物等の設計に携わる者は、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材をできる限り利用した設計に努める必要がある。また、このような建設資材の利用について、発注しようとする者の理解を得るよう努める必要がある。

ウ 発注者

発注者は、建設工事の発注に当たり、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材をできる限り選択するよう努める必要がある。

エ 建設工事を施工する者

建設工事を施工する者は、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材をできる限り利用するよう努める必要がある。また、これを利用することについての発注者の理解を得るよう努める必要がある。

オ 建設資材廃棄物の処理を行う者

建設資材廃棄物の処理を行う者は、建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の品質の安定及び安全性の確保に努める必要がある。

カ 県

県は、国の施策と相まって、建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の促進のために必要となる調査、研究開発、情報提供、普及啓発等に努めるほか、建設資材廃棄物の再資源化により得られた物を率先して利用し、民間への普及に努めることとする。

キ 市町村

市町村は、国及び県の施策と相まって、建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用促進や率先利用など必要な措置を講ずるよう努める必要がある。

(3) 再資源化により得られた物の公共事業での率先利用

県の事業においては、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）の趣旨を踏まえ、民間の具体的な取組の先導的役割を担うことが重要であることから、特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物を率先して利用するものとする。

なお、市町村の事業においても、国の直轄事業及び県の事業における特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の促進のための方策に準じた取組を行う必要がある。

5 環境の保全に資するものとしての特定建設資材に係る分別解体等、特定建設資材廃棄

物の再資源化等及び特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の意義に関する知識の普及に係る事項

特定建設資材に係る分別解体等、特定建設資材廃棄物の再資源化等及び特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の促進は、特定建設資材廃棄物の排出の抑制、再資源化により得られた熱の利用の促進等と相まって、資源エネルギー投入量の削減、廃棄物の減量、環境に影響を及ぼすおそれのある物質の環境への排出の抑制等を通じて、環境への負荷の少ない循環型社会経済システムを構築していくという意義を有する。

特定建設資材に係る分別解体等、特定建設資材廃棄物の再資源化等及び特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の推進のためには、広範な県民及び事業者の協力が必要であることから、県は、これらの意義に関する知識について、広く県民及び事業者への普及を図ることとする。具体的には、環境教育、環境学習、広報活動等を通じて、県民及び事業者の理解を得るとともに、環境の保全に留意しつつ、特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等が行われるよう関係者の協力を求めることとする。

特に、特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務を負う者が当該義務を確実に履行することが重要であること、また、発注者が特定建設資材の分別解体等及び再資源化等に要する費用を適切に負担するとともに、再資源化により得られた物をできる限り利用することが重要であることから、パンフレットを作成し配布するとともに、必要に応じて講習の実施、資料の提供、インターネットホームページによる情報提供等を実施するなど、その普及に努めるものとする。

6 その他特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する重要事項

(1) 分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用を建設工事の請負代金の額に適切に反映させるための事項

特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等を適正に実施するためには、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用が、発注者及び受注者間で適正に負担されることが必要である。

このため、発注者は、自らに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用の適正な負担に関する責務があることを明確に認識し、当該費用を適正に負担する必要がある。また、受注者は自らが分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等を適正に行うことができる費用を請負代金の額として受け取ることができるよう、分別解体等の実施を含む建設工事の内容を発注者に十分に説明する必要がある。

加えて、県及び市町村は、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用を建設工事の請負代金の額に反映させることが分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の促進に直結する重要事項であることを県民に対し積極的に周知し、当該費用の適正な負担の実現に向けてその理解と協力を得るよう努めることとする。

また、対象建設工事の受注者間においても、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資

源化等に要する費用が適正に負担されることが必要である。

(2) 各種情報の提供等に関する事項

県は、対象建設工事の受注者が特定建設資材廃棄物の再資源化等を行うに当たって必要となる施設の稼働情報、対象建設工事の発注者等が当該工事の注文を行うに当たって必要となる解体工事業を営む者の企業情報等の提供が十分なされるように、国が整備を支援するインターネット等を活用した情報システムの普及・啓発に努めるとともに、自らもこれらの情報提供に努めるものとする。

(3) 分別解体等及び建設資材廃棄物の処理等の過程における有害物質等の発生の抑制等に関する事項

分別解体等及び建設資材廃棄物の処理等の過程においては、廃棄物処理法、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号。以下「PCB特別措置法」という。）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成9年条例第35号）等の関係法令を遵守し、有害物質等の発生の抑制及び周辺環境への影響の防止を図らなければならない。このため、分別解体等に当たっては、残存物品、建築物等に関する事前調査を十分に行うとともに、適切な施工方法が選択されることが必要である。

ア フロン類

冷凍空調機器の冷媒として使用されているフロン類に関して、特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）に規定する特定家庭用電気機器に該当するユニット型エアコンディショナー及び電気冷蔵庫の中に含まれるものは、同法に従って、また、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成13年法律第64号）に規定する業務用のエアコンディショナー及び冷蔵機器等に含まれるものは、同法に従って、それぞれ処理されなければならない。また、特定建設資材に係る分別解体等において、これと一体不可分の作業により冷凍用空調機器中のフロン類が大気中へ拡散するおそれがある場合は、事前に回収するなど、これを防止する必要がある。

イ アスベスト

吹付けアスベスト等の飛散性アスベストの安全対策はもとより、アスベスト成形板等の非飛散性アスベストについても、粉砕することによりアスベスト粉じんが飛散するおそれがあるため、解体工事の施工及び非飛散性アスベストの処理においては、散水、シートによる養生等、粉じん飛散を起こさないような措置を講じる必要がある。

ウ CCA

防腐・防蟻のため木材にCCA（クロム、銅及びヒ素系木材防腐剤をいう。）を注入した部分は、不適正な焼却を行った場合に有毒ガスを発生するほか、焼却灰に六価クロム及びヒ素が含まれることとなるので、その部分を他の木材と分離・分別し、適正な焼却・埋立が行われる必要がある。

エ PCB

PCB（ポリ塩化ビフェニルをいう。）を含有する電気機器等についても、これらを建築物等の内部に残置しないようにすることが必要であり、建築物等の解体に先立って、これらは撤去され、廃棄物処理法及びPCB特別措置法に従って、適切に措置されなければならない。

（４）国及び自治体との連携の推進

ア 国との連携の推進

県内では、国の機関の建設工事が施工されていることから、県及び市町村は、国と連携して県内の公共工事における建設資材廃棄物の排出の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等を推進していくものとする。

イ 周辺都県との連携の推進

住宅・社会資本の整備及び更新等に伴い、建設資材は、都道府県の境界を越えて広域的に流通していることから、特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進に当たっては、広域的な取組が重要である。このため、県は、建設資材廃棄物の排出の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等や不適正処理対策について、周辺都県との連携強化を図り、資源循環の仕組みを構築していくこととする。

ウ 市町村との連携の推進

県は、建設資材廃棄物の排出の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の促進、不適正処理対策等に必要な事務や対象建設工事に係る法第10条に規定する届出に関する情報の収集等について、政令で定める市町村と連携して取り組むとともに、事務の円滑な処理のための協議の場を設けるなどの協力体制を構築していくこととする。

また、政令で定める市町村は、県の施策と相まって、必要な事務や対象建設工事に係る法第10条に規定する届出に関する情報の収集等について、必要な措置を講じるよう努める必要がある。

さらに、政令で定める市町村以外の市町村についても、建設工事に係る資材の再資源化等を促進することの意義を踏まえて、必要な措置を講じていくことが必要である。

7 指針の見直しに関する事項

県は、法の施行状況や社会経済状況の変化等を踏まえ、本指針の内容について検討を行い、必要な見直しを行うこととする。